## 契約締結時等交付書面に関するQ&A(改訂版)

平成20年2月19日日本証券業協会

- 問1 有価証券の売買その他の金融商品取引行為を行うことを内容とする金融商品取引契約は個別取引契約において締結することとし、基本契約においては、包括的な事項の取り決め等、こうした内容を伴わない内容のみ締結する場合には、契約締結時交付書面の作成・交付は個別取引契約を締結した際に遅滞なく行えばよいですか。
- 答: 契約締結時交付書面は、金融商品取引契約が成立した場合に、遅滞なく作成・交付する必要があります。

したがって、上記事例のように、個別取引契約の締結をもって金融商品取引契約の成立となる場合には、個別取引契約を締結した場合に遅滞なく契約締結時交付書面を作成・交付する必要があり、金融商品取引契約に該当しない基本契約を締結したのみでは契約締結時交付書面の作成・交付は必要ないこととされています。

なお、基本契約が金融商品取引契約に該当する場合にあっては、基本契約を締結した場合 に遅滞なく契約締結時交付書面を作成・交付する必要があります。

- 参考条文等:金融商品取引法(以下「金商法」という。)第37条の4、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第98条、パブコメ回答347ページ(No.62)
- 問2 金商業等府令第99条第1項第3号に規定する「当該金融商品取引契約の概要(第100 条から第107条に規定するものを除く)」については、どういったものを想定されています か。
- 答: 金商業等府令第99条第1項第3号に規定する「当該金融商品取引契約の概要(第100条から第107条に規定するものを除く)」については、金商業等府令第100条から第107条に規定する事項以外の事項で、同号の規定に基づき記載しておかないと顧客において当該金融商品取引契約の内容がわからないような事項を記載することが想定されています。
- 参考条文等:金商業等府令第99条第1項第3号、パブコメ回答351ページ(No.86、87、 88)

- 問3 金商業等府令第100条第1項第6号に規定する「顧客が支払うこととなる金銭の額及び 計算方法」については、金額で表示することができるものは金額で表示することでよいです か。
- 答: 計算方法については、「+、-、×、÷、=、...」といった計算記号の記載を求めているのではなく、例えば、単価と数量と金額が並んで表示されており、かつ、表示されている事項がそれぞれ単価、数量、支払い金額であることが顧客にわかるようになっていれば(例えば「単価」、「数量」、「金額」のように項目名を明記する方法も考えられます。)、単価と数量を掛け合わせたものが顧客の支払い金額であることが顧客にわかるので、そういった記載でよいとされています。

なお、顧客が支払うこととなる金銭の額の計算方法が顧客にとってわかりにくいと考えられるものや複雑であると考えられるものは、当該額の計算方法を記載する必要があることとされています。

参考条文等: 金商業等府令第100条第1項第6号、パブコメ回答357ページ(No.121) 358ページ(No.124)

- 問4 例えば、債券取引において、売りと買いの価格に対してスプレッドが発生し、そのうち手数料等がいくらであるか分からない状況である場合、当該スプレッドは手数料等には該当しないという理解でよいですか。
- 答: 「手数料等」とは、金商業等府令第74条第1項及びパブコメ回答254ページ(No.173~177)において、「「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除くものとして定義されており、基本的には有価証券の価格それ自体は「手数料等」には当たらないものと考えられます。したがって、…「引受価格と販売価格の差額」や「他社株転換条項付社債や外貨建て仕組債の売出しについて、販売会社とアレンジャーとの発行価格の差」、「債券売買取引における売買価格差」は、基本的に、広告等において表示の対象となる「手数料等」に該当しないものと考えられます。」との考え方が示されており、契約締結時交付書面についても同様に考えることとされています。

参考条文等:金商業等府令第100条第1項第6号、パブコメ回答358ページ(No.126)

問5 金商法第2条第8項第16号の保護預り及び同項第17号の振替業に関しては、当初に基本的な契約(金融商品取引契約)を締結する場合、個々の受渡しや振替えに際しての「契約締結時交付書面」の交付は不要とされています。

上記事例において、当初に基本的な契約を締結した際に作成・交付する「契約締結時交付 書面」については、例えば、

日本証券業協会の「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(以下「寄託規則」という。)第3条第4項に規定する、口座を設定した旨の顧客への通知(以下「口座開設通知書」という。)に、金商業等府令に規定する「契約締結時交付書面」の記載事項のうち、当該口座開設通知書で不足している事項(以下「不足記載事項」という。)を付記することにより、「契約締結時交付書面」の記載事項を満たしたもの

「口座開設通知書」と別途の「不足記載事項を記した書面」(寄託規則第3条第1項に 規定する保護預り約款など)の組み合わせ

が上記「契約締結時交付書面」に該当すると考えてもよいですか。

答: 金商法第2条第8項第16号の保護預り及び同項第17号の振替業の契約は、個々の受渡 しや振替えの都度の契約締結時交付書面は不要と整理されていることから、現在、顧客に交 付している書面(例えば口座開設通知書等)を契約締結時交付書面として整理し、当初の基 本的な契約(金融商品取引契約)の締結の際に、当該書面を交付すればよいこととされてい ます。

この場合、当該書面の記載内容だけでは金商業等府令に規定する契約締結時交付書面の記載事項が不足している場合には、当該不足する事項を同書面に追加して記載する方法のほか、別の書面に記載し、それぞれの書面を交付することでもよいこととされています。

なお、当該書面と別の書面とを交付する場合には、物理的に一体化している必要まではありませんが、一体として交付する必要があります。

したがって、設問の を契約締結時交付書面とする方法も考えられます。また、 を契約締結時交付書面とする方法も考えられますが、その場合には、当該書面と別の書面を一体として交付する必要があります。

また、金商業等府令第99条第1項第3号に規定する「当該金融商品取引契約の概要」については、例えば、有価証券等管理業務の契約に係る契約締結前交付書面に記載した「当該金融商品取引契約の概要」と同様の内容を記載することも考えられます。

参考条文等:金商法第37条の4、金商業等府令第98条、第99条、パブコメ回答336ページ(No.5)

問 6 取引残高報告書については、営業日ベースで作成し、交付することでよいですか。(「報告対象期間の末日」が営業日でない場合の取扱い)

答: 金商業等府令第98条第1項第3号ロの取引残高報告書は、報告対象期間の末日ごとに作成し、交付する必要があります。

金商業等府令第98条第1項第3号口では「一年を三月以下の期間ごとに区分した期間 (略)の末日ごと」と規定していることから、報告対象期間の末日が営業日でない日(例えば土、日曜日等)である場合には、当該報告対象期間の末日よりも前に到来する日(例 直前の営業日等)を作成基準日として作成、交付することも可能です。また、その結果として、翌報告対象期間が3か月を超える場合であっても「三月以下の期間」内に作成、交付していると解されます。1

ただし、例えば報告対象期間の末日が営業日であるにも拘らず当該報告対象期間の末日を3か月を超えて先延ばしにする等、合理的な理由なく報告対象期間を3か月を超えて先延ばしすることまでもが認められるわけではありません。

なお、暦日ベースで作成基準日を記載すること(休日を作成基準日とすること)も可能です。

参考条文等:金商業等府令第98条第1項第3号ロ、パブコメ回答346ページ(No.54)

以 上

<sup>1</sup> 例えば、平成 19 年 12 月 31 日(月)が報告対象期間の末日に当たるケースにおいて、同日は休業日であることから、直前の営業日である同 12 月 28 日(金)を報告対象期間の末日として取引残高報告書を作成、交付することも可能です。その結果、翌報告対象期間の末日が平成 20 年 3 月 31 日(月)である場合に、同日を作成基準日として取引残高報告書を作成、交付した場合であっても、当該翌報告対象期間についても「三月以下の期間」内に作成、交付していると解されます。